

購入仕様書

ロータリ除雪車（2. 6m級）仕様書

令和 8年度

ロータリ除雪車（2. 6 m級）仕様書

概要

この仕様書は、ロータリ除雪車（2. 6 m級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については岩手県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

使用目的

ロータリ除雪車は、走行しながら、雪堤を切り崩し、搔き込んだ雪を遠方へ投雪する機械であり、多雪地域山間部の拡幅除雪及び春山除雪の主力機種であるとともに、都市部の運搬排雪にも使用する。

1. 性能（JIS D6509 性能試験）

| | |
|---------------|--------------|
| (1) 最大除雪量 | 2,600 t/h 以上 |
| (2) 投雪距離 | 0～40 m 以上 |
| (3) 最大除雪幅 | 2,600 mm 以内 |
| (4) 最大除雪高 | 1,600 mm 以上 |
| (5) 走行速度 | 40 km/h 以上 |
| (6) 運転室内騒音レベル | |

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省平成4年10月1日、基発第546号）第I管理区分に準ずる。（測定方法はJCMAS H011の機械定置時による）

2. 除雪装置

(1) 形式 ツースステージ形、ロータリ除雪装置

(2) 構成 オーガ・ブロワ・放出角可変型ブロワケース・伸縮起倒式シューント

(3) 能力

ブロワ放出角度 右40～左60度 以上

シューント旋回角度 350度 以上

シューント高さ 4,200 mm 以上

| | |
|----------|--|
| 昇降範囲 | 地下 100mm～地上 300mm 以上 |
| チルト角度 | 左右各 4.5 度 以上 |
| シュー | 除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること |
| 安全装置 | 除雪装置に設計を超える負荷が生じた場合に、機械を保護する安全装置を備えるものとする。 除雪装置を停止させる安全装置を備えるものとする。 |
| (4) 操作方式 | ジョイステックレバーによる操作 |

3. 主要諸元

| | |
|---|--------------|
| (1) 全 長 (走行姿勢) | 10,000 mm 以下 |
| (2) 全 幅 (除雪装置含む) | 2,600 mm 以下 |
| (3) 全 高 (黄色灯火上端まで) | 3,800 mm 以下 |
| (4) 最低地上高 | 240 mm 以上 |
| (5) 車両総質量 | 20,000 kg 以下 |
| なお、「9. 付属装置及び付属品 9-2 車両総質量に含まないもの」以外 は、本車両総質量に含むものとする。 | |
| (6) 最小回転半径 (最外側車輪中心) | 7.0 m 以下 |
| (7) 乗車定員 | 2 人 |

4. 車 体

| | | |
|-----------|------------------------|------------------------------|
| (1) 機 関 | 形 式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| | 定格出力 | 220 kW 以上 |
| (2) 駆動方式 | 形 式 | 総輪駆動式 |
| (3) タイヤ | 形 式 | スタッドレスタイヤ |
| (4) 走行装置 | 後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること | |
| | 車輪配置 | 前複2駆動、後複2駆動 |
| (5) かじ取装置 | 形 式 | 油圧式車体屈折機構式 |
| (6) 運転室 | 構 造 | 全鋼製密閉形 |
| | 窓 | (全) 冬用ワイパーブレード付 (前面) 热線入り |
| | ハンドル位置 | 左ハンドル |

5. 計器類

| | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 運行記録計 (45km/h 以上、機関回転数記録、7日計) | 1式 |
| (2) 速度計、機関回転計 | 1式 |
| (3) 燃料計 | 1式 |
| (4) アワーメータ | 1式 |
| (5) 油圧計又は油圧警告灯 (走行用油圧回路補給用) | 1式 |
| (6) 油温計又は油温警告灯 (走行用油圧回路用) | 1式 |
| (7) 水温計 | 1式 |
| (8) 充電警告灯 | 1式 |
| (9) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1式 |

6. 照明装置類

| | |
|--|----|
| (1) 前部霧灯 | 2灯 |
| (2) 黄色灯火(散光式 LED(減光切替付)(各運転席室内パイロットスイッチ付)) | |
| (運転室上部前方) 全幅 500～800mm 以内 | 1灯 |
| (運転室上部後部) 全幅 1,000～1,500 mm 以内 | 1灯 |
| (車両後方上部) 全幅 500～800mm 以内 | 1灯 |
| (3) シュート作業灯 (LED) (右側面側) (黄色) | 1灯 |
| (運転室内パイロットスイッチ付) | |
| (4) 作業灯 (LED) (各運転室内パイロットスイッチ付) | |
| (運転室上部前方左右) (黄色) | 2灯 |
| (運転室上部前方側面) (黄色) | 1灯 |
| (車両後方上部左右) (黄色) | 2灯 |
| (5) サーチライト (運転席上部) | 1式 |

7. カメラ

| | |
|--|----|
| (1) 取付数: 1台 (後方) | 1式 |
| (2) 電源: DC12V もしくは 24V | |
| (3) 動作温度: -25°C～50°C | |
| (4) その他: 運行に際し十分な強度を有し、着雪防止等の適切な対策を講じること | |
| : 取付位置(車両後方中央) | |
| : 障害物検知装置(モニタ連動) | |
| (障害物・人・動体検知し、警告音又はモニタ(8. モニタ)に、表示する装置 | |

8. モニタ

- (1) 画面サイズ：7インチ以上（カラー） 1式
：モニタ(1台)
- (2) 動作温度：-10°C～50°C
- (3) その他：振動等により損傷しないこと
：運転室内前方に取付け、オペレータの視界を妨げないこと

9. 付属装置及び付属品

9-1 車両総質量に含むもの

- (1) バックブザー（後方1mにおいて、音量80dB(A)以上） 1式
- (2) カーヒータ（温水式・デフロスタ付・エアコン付） 1式
- (3) ウィンドウォッシャー（電動式） 1式
- (4) アンダーミラー（車輌側面左右・後方） 1式
- (5) 床マット（ゴムタイプ） 1式
- (6) 消火器 1式
- (7) バッテリースイッチ 1式
- (8) AM/FMラジオ 1式
- (9) 文字記入 1式
- （管理番号（別図1・2）・岩手県国土整備部・接近注意・除雪車・その他）
- (10) 雪切板（標準仕様・アンダーミラー左右付） 1式
- (11) 油圧チップバック（油圧式） 1式
- (12) 車輪止め 1式
- (13) 全輪ダブルタイヤ（ホイル付） 1式
- (14) 除雪作業装置雪詰まり防止装置 1式
- (15) 作業機角度確認装置 1式
- (16) 熱線入りサイドミラー（左右）（運転室内パイロットスイッチ付） 1式
- (17) ドライブレコーダ（1画面用・200万画素以上） 1式
- (18) 標識板（300*500mm以上）（文字記入 除雪車） 1式

9-2 車両総質量に含まないもの

- (1) 標準付属工具 1式
- (2) 取扱説明書 1部
- (3) 部品表（パーティリスト） 1部
- (4) 履歴簿 1部
- (5) 予備シャーピン（オーガ・プロア） 各10本
- (6) タイヤチェーン（合金鋼シングルチェーン） 4本

10. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

11. 檢 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

12. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

13. その他の事項

13-1 製造期日等の指定について

納入機は新品でなければならない。

13-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

- イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。
- ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

13-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

13-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

13-5 付属装置及び付属品等に関する取付位置は別途協議とする。

13-6 自賠責保険料は別途支払うものとする。それ以外の登録及び納車費用は購入価格にすべて含めるものとする。